土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、香川町南部土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)奥地池地区)を行うことについて令和7年11月18日認可した。

令和7年11月25日

香川県知事 池 田 豊 人